

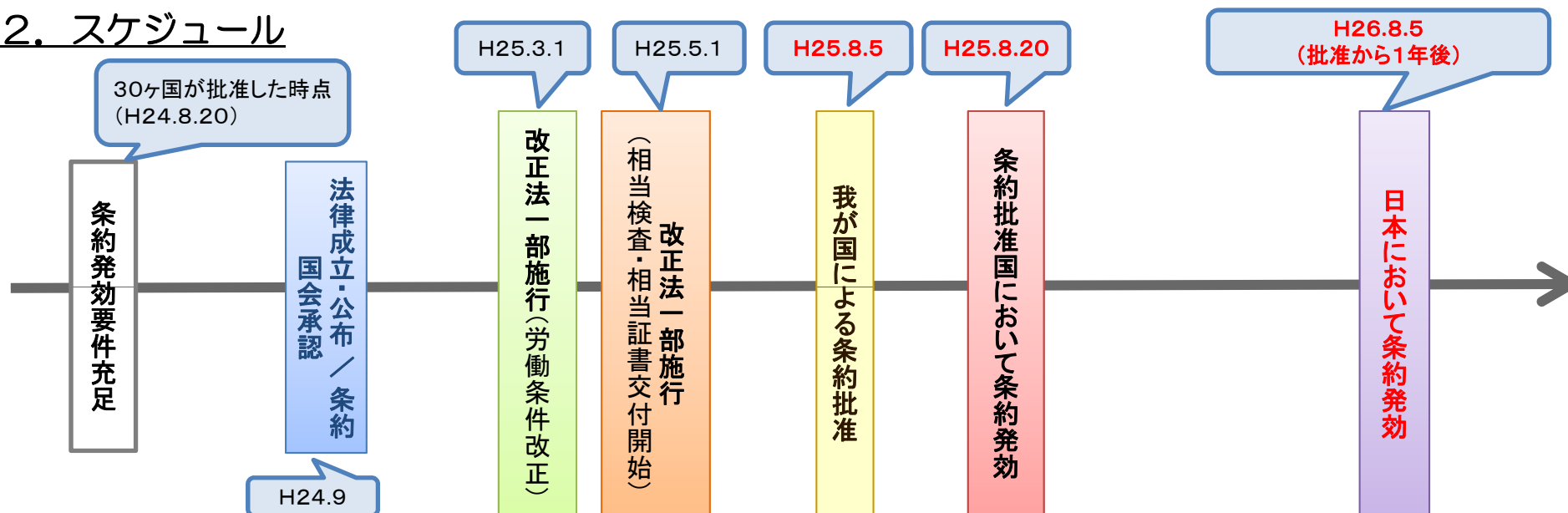
# 「2006年の海上の労働に関する条約」準備状況について

- 海上労働条約は、本年8月20日発効。我が国は、本年8月5日条約批准。
  - 我が国での条約発効は、2014年8月5日。
  - 来年の条約発効に向けて、日本籍外航船209隻に対し、海上労働証書を発給済。関係者との協力の下、発効に向けた準備は順調に進んでいるところ。
  - 日本籍外航船が寄港国検査等において問題が生じた事例なし。
  - 引き続き、発効に向け万全の対応を期していく予定。
- ※ 平成25年12月19日現在

## 1. 海上労働条約について

- ◆ILO(国際労働機関)がこれまでに制定した商船関係の条約等を整理・統合するとともに、船員の労働条件を改善。
  - ◆IMO(国際海事機関)関連条約の分野では既に世界的に導入・実施されている「旗国検査」及び「寄港国検査(ポートステートコントロール)」のシステムを新たに導入。
- ➡条約批准に伴い、船員法改正による国内法化を実施。

## 2. スケジュール



# 「海上労働条約」 批准状況・発効時期

## 条約の発効要件

- 33%以上の商船船腹量を有する30ヶ国以上が批准してから1年後に発効
- 船腹量: 2009年2月6日パナマの批准により充足済み
- 加盟国数30ヶ国: 2012年8月20日にフィリピンの批准によりすべての発効要件充足

条約は2013年8月20日に発効

※加えて3か国(ガボン、レバノン、フィジー)がILOにおいて批准手続中

批准国(2013年12月16日現在)	批准登録日	船腹量(%)			
リベリア	2006年 6月 7日	11.14	パラオ	2012年 5月29日	—
マーシャル諸島	2007年 9月25日	6.47	スウェーデン	2012年 6月12日	0.37
バハマ	2008年 2月11日	5.26	キプロス	2012年 7月20日	2.16
パナマ	2009年 2月 6日	21.01	ロシア	2012年 8月20日	0.80
ノルウェー	2009年 2月10日	1.73	フィリピン	2012年8月20日	0.55
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2010年 1月18日	—	モロッコ	2012年9月10日	0.04
スペイン	2010年 2月 4日	0.32	ギリシャ	2013年1月4日	4.26
クロアチア	2010年 2月12日	0.16	フィンランド	2013年1月9日	0.15
ブルガリア	2010年 4月12日	0.04	マルタ	2013年1月22日	4.04
カナダ	2010年 6月15日	0.32	フランス	2013年2月28日	0.78
セントビンセント・グレナディーン	2010年11月 9日	0.49	セルビア	2013年3月15日	—
スイス	2011年 2月21日	0.07	ベトナム	2013年5月8日	0.39
ベナン共和国	2011年 6月13日	0.00	ナイジェリア	2013年6月18日	—
シンガポール	2011年 6月15日	4.68	バルバドス	2013年6月20日	—
デンマーク	2011年 6月23日	1.28	南アフリカ共和国	2013年6月20日	—
アンティグア・バーブーダ	2011年 8月11日	1.12	ハンガリー	2013年7月31日	—
ラトビア	2011年 8月12日	0.03	日本	2013年8月5日	1.76
ルクセンブルク	2011年 9月20日	0.11	英国	2013年8月7日	2.94
キリバス	2011年10月24日	0.06	ドイツ	2013年8月16日	1.60
オランダ	2011年12月13日	0.70	ガーナ	2013年8月16日	—
オーストラリア	2011年12月21日	0.18	リトアニア	2013年8月20日	—
ツバル	2012年 2月16日	0.08	ベルギー	2013年8月20日	0.45
セントクリストファー・ネイビス	2012年 2月21日	0.10	マレーシア	2013年8月20日	0.84
トーゴ共和国	2012年 3月14日	0.03	イタリア	2013年11月19日	1.78
ポーランド	2012年 5月 3日	0.02	サモア	2013年11月21日	—
			(合計)50か国		80.0%